

千葉県報

号外
令和5年12月25日

号外第93号

主要目次

○ 千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

一

条例

千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県条例第三十九号

千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成三十年千葉県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の二百二十五」を「百分の二百二十五」に改める。

第二条 千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の二百二十五」を「百分の二百二十」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千葉

市

中央

区

市場

町

一

番

一

号

千

葉

県

〇

四

三

(

二

二

六

五

八

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八